

土 総 第 3 7 0 号
令和 7 年 1 0 月 2 7 日

島根県建設産業団体連合会会長 様

島 根 県 土 木 部 長
(土木総務課建設産業対策室)

配置予定技術者等の雇用関係確認書類について

マイナンバー法の一部改正法（令和 5 年法律第 48 号）により、令和 6 年 12 月 2 日以降、健康保険被保険者証の新規発行が行われないことを踏まえ、配置予定技術者等の雇用関係確認書類として以下のいずれかをご提出ください。

また、このことについて貴会会員へ周知していただきますようよろしくお願いいたします。

記

1. 雇用関係確認書類

- (1) 所属会社の雇用証明書（別添参考様式）
- (2) 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）及び監理技術者資格者証
- (3) その他上記に準ずる資料（所属会社名及び 3 ヶ月以上の雇用関係が確認できるもの（**2つの資料を提出しても可**）に限る）

※資格審査資料の提出期限が令和 7 年 12 月 1 日までは健康保険証（有効期限内のもの）による確認（添付）が可能。（12 月 2 日以降に提出期限が設定されている案件については健康保険証の提出を認めない。）

※マイナンバーカードは**保険証として扱わない（提出不可）**。

2. 適用期間

令和 7 年 10 月 27 日から適用とする。

なお、従前の取扱いにより、指名・公告等を行った工事についても本取扱いの対象とする。

3. 入力公告について

令和7年12月2日以降に提出期限が設定されている入力公告より、入札公告（資格確認資料）中、イ（イ）の一部文言を下記のとおり修正します。

（修正前） （健康保険被保険者証の写し等）

↓

（修正後） （「所属会社の雇用証明書」、
「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）及び監理技術者資格者証」等）